

須賀川市公有財産活用に関するサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

令和3年3月策定の須賀川市公共施設等総合管理計画の実施にあたっては、限られた予算の中で適正な施設の維持管理等を行う必要があります。

公民連携の取組みにより、財源を確保し、維持管理コスト縮減を進めるとともに、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を図っていきたくと考えています。

今回の市場調査では、公有財産活用事業の市場性や適切な条件等について把握し、民間事業者の皆様との対話を通じて、今後の効果的な事業実施に繋がる可能性を調査することを目的としています。

2 サウンディング型市場調査とは

今後実施や募集を予定している事業について、その検討段階で民間事業者との「対話」を実施し、予め当該事業の価値向上のためのアイデアや市場性の有無について把握する調査のことです。調査の結果については内部検討を行う際の参考資料とし、必要に応じて募集要領等への反映を行います。



3 調査の内容

項目	概要
1 案件名	公有財産等の活用における公民連携の各種手法について
2 内容	【事業例】 (1) ネーミングライツ (2) 広告事業 (3) 未利用地の売却・貸付 (4) その他（土地・建物を活用した新たなサービス提供事業）など
3 民間事業者への質問事項	・ 公有財産活用の事業スキーム・本事業への関心 ・ 事業参加の体制、公募を実施するときの条件 ・ 公有財産活用事業への提案 など
4 調査対象（施設）	須賀川市の 全ての公有資産（土地・建物） が対象です。 なお、参考として以下の資料を添付します。 添付資料 別紙1：活用可能性が高いと考えられる主な公共施設 別紙2：須賀川における公共施設等一覧 公共施設カルテ (https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/shisei/kokyo_managemant/1002764.html)

4 調査対象者

本市公有財産の活用に関心のある法人又は法人グループ（個人での申し込みはできません）

※市内、市外の事業者を問いません。

※業種の指定は特にありません。

5 調査実施スケジュール

内容	実施時期	備考
実施要領の公表	令和3年5月17日（月）	市公式ウェブサイトに掲載します。
対話の受付期間	令和3年5月17日（月）から 令和3年12月24日（金）まで	別紙「対話シート」を記入し、メール又は郵送にて、須賀川市企画政策課へお申込みください。
個別対話の実施期間	日時を調整のうえ、実施します。	<ul style="list-style-type: none">・対面または「Microsoft Teams」を用いたオンラインにより、対話を行います。希望する方法を対話シートに記入してください。・お申込みいただいた後、電話にて対話を実施する日程を調整させていただきます。・対話は事業者ごと個別に実施します。・当日はご提出いただいた「対話シート」に基づき対話を進めますが、記載の内容にとらわれることなく、幅広くご意見等をいただきたいと考えております。
調査結果概要の公表	適宜、公表します。	市公式ウェブサイトに掲載します。 （内容については、公表前に各法人に確認します。）
公有財産活用事業の実施	令和4年度以降（予定）	事業の実施に当たっては、改めて公募等を行います。

6 調査結果概要の公表

調査結果の概要については、後日ホームページで公表します。

公表内容については、事前に参加事業者の皆様を確認をしたうえで、参加事業者の名称、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。

7 留意事項

(1) 対話内容等の取り扱い

- ア 調査（個別対話）内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- イ 調査（個別対話）をもとに事業化の可能性について検討を行いますが、仮に事業化する場合には、別途、公募により事業者を選定するものであり、ご提案いただいた事業者と契約を行うものではありません。
- ウ サウンディング型市場調査への参加実績は、事業公募時における評価の対象とはなりません。また、事業公募後に必要となる法的手続きを緩和・省略するものではありません。
- エ 提出された資料等の返却は行いません。

(2) 提案並びに対話等に係る費用負担

提案書作成、対話等のサウンディング型市場調査へ参加に要する一切の費用は、すべて参加者の負担となります。

(3) 実施結果の公表

- ア 対話の結果概要をホームページ等で公表します。
- イ 参加法人の名称及び法人のアイデア、ノウハウ等に係る内容の公表は行いません。
- ウ 公表にあたっては、あらかじめ参加事業者に内容の確認を行います。

(4) 参加除外要件

- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てをしている場合。
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをしている場合。
- ウ 須賀川市暴力団排除条例（平成 24 年 9 月 27 日条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる場合。
- エ 法人税、消費税及び地方消費税並びに本市市税等の滞納がある場合。

8 申込み・問い合わせ先

担当	: 須賀川市企画政策部企画政策課
所在地	: 〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地
電話	: 0248-88-9184
メール	: kikaku@city.sukagawa.lg.jp